

令和 3 年 第 7 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 3 年 6 月 10 日

柳川市農業委員会

第 7 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 3 年 6 月 10 日 午後 2 時 00 分～午後 3 時 3 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 17名 欠席者 1名

議 題 議案第31号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第32号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第33号

1. 農地転用計画変更申請について

議案第34号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第35号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第36号

1. 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

3. あっせん申出書の取下願について

4. 公共事業に関する農地の一時利用届出書について

5. 農地等の利用の最適化に関する指針（案）について

6. 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の活動計画（案）について

その他

※午後 3 時 30 分～

・推進委員への総会結果報告会議

推進委員出席者 16名 欠席者 3名

農業委員

出席委員（17名）

2番 高田 一利
4番 吉丸 隆吉
7番 大淵 秀樹
9番 藤木 彦
11番 松藤 政義
13番 松藤 和彦
15番 河口 隆光
17番 阿志賀 一喜
19番 松藤 正之

3番 亀崎 忠治
6番 椛島 練二
8番 三小田 由勝
10番 田中 満義
12番 松藤 一利
14番 島添 茂樹
16番 園田 清美
18番 鐘ヶ江 ゆき子

欠席委員（1名）

1番 山田 善治

推進委員

出席委員（16名）

藤吉利 広
亀崎 壽満
梅崎 直祝
野口 秀一
米田 秀俊
平川 貴大
浦 幸之助
三浦 榮一

藤木 二三男
椛島 一晴
古賀 宏義
櫻木 利和
高口 勇晴
松藤 稔
原 壽利
江口 克子

欠席委員（3名）

龍 繁樹
吉開 健

鶴田 信行

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 岡 本 斉 直

事務局職員 田 中 道 博

午後2時 開会

○事務局長（乗富和也君）

それでは、定刻になりましたので、第7回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、松藤会長、よろしく願いいたします。

○議長（松藤正之君）

皆さん、こんにちは。本日は第7回柳川市農業委員会総会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

御承知のように、今年は非常に梅雨が早く来まして、麦刈りも非常に心配されたのじゃないかと思えますけれども、その後天気が持ち直して、麦の収穫も無事に終わり、恐らく今日この頃は田植え前の準備作業で毎日忙しい作業をしてあるのではないかと思っております。

2020年の農林業センサスというのが実施されております。その結果について、4月28日の日本農業新聞の中に事例が発表されておりましたけれども、そこを少し触れたいと思います。

2020年時点での農業就業者数は160万人おられるそうです。5年前に比べると48万人減っているそうです。人員構成の7割以上が65歳以上ということで、非常に農水省としては危惧をされておられて、そういう中で、農水省も新しい課題として、いかに現状を確保をするかという検討委員会を立ち上げますということになっております。その検討委員会の中では、新規就農者を飛躍的に増員したい、あるいは定着したい、そういうことを狙いに営農を進められていくと思えますけれども、それに伴いまして、当然、農業関係の予算にも反映させていくというようなことも書いてありました。ここら辺については今後、その動向を見守っていきたいと思っております。

それでは、本日の出席委員17名、定足数であります。よって、ただいまから令和3年第7回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして、議案を朗読させていただきます。

令和3年

第7回柳川市農業委員会総会議案

議案第31号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第33号

1. 農地転用計画変更申請について

議案第34号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第35号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第36号

1. 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
3. あっせん申出書の取下願について
4. 公共事業に関する農地の一時利用届出書について
5. 農地等の利用の最適化に関する指針（案）について
6. 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の活動計画（案）について

その他

令和3年6月10日提出

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

○議長（松藤正之君）

今回提案しております案件は、議案第31号から議案第36号までの6件と報告6件であります。

本日の議事録署名委員に、3番亀崎忠治委員、16番園田清美委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

総会議案書の2ページを御覧ください。

議案第31号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方同法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,521平米、小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,179平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,493平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積70平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへの所有権移転・売買を行うための申請です。

代金は、1筆で〇〇円。

申請番号2番は、〇〇さんが〇〇さんへの所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号3番は、離農する〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへの所有権移転・売買を行うための申請です。

代金は、1筆で〇〇円。

申請番号4番は、〇〇さんが〇〇さんへの所有権移転・贈与を行うための申請です。

よって、申請番号1番から4番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第31号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第31号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案書の3ページを御覧ください。

議案第32号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）の移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積356平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積820平米、外1筆、合計907平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、貸店舗及び駐車場。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,011平米、外1筆、合計1,245平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、貸駐車場。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積106平米、外1筆、合計310平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,656平米、外3筆、合計2,955.19平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇、外2名。転用目的、宅地分譲10区画。

議案書の4ページを御覧ください。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積264平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積250平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号8番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積562平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、貸家5棟。

申請番号9番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,687平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、駐車場、駐輪場。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、5条について補足説明を行います。

3ページへお戻りください。

申請番号1番は、譲受人、〇〇さんが一般住宅を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇さんが〇〇への貸店舗及び駐車場を建設するための申請です。南側既存宅地との一体利用となっております。

契約の種類は賃貸借。

申請番号3番は、譲受人、〇〇さんが新規事業を開設するに当たり貸駐車場を建設するための申請です。

契約の種類は賃貸借。

申請番号4番は、譲受人、〇〇さんが一般住宅を建設するための申請であります。

契約の種類は使用貸借。母から子へ、無償で永年間。

一般住宅としての使用貸借契約がなされています。

申請番号5番は、譲受人、〇〇さんが10区画の宅地分譲を行うための申請です。

契約の種類は売買、代金は〇〇円。

次のページをお願いします。

申請番号6番は、譲受人、〇〇さんが一般住宅を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は〇〇円。

申請番号7番は、譲受人、〇〇さんが一般住宅を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は〇〇円。

申請番号8番は、譲受人、〇〇さんが借家5棟を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は〇〇円。

申請番号9番は、譲受人、〇〇さんが、駐車場及び駐輪場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は〇〇円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番、3番、5番の農地区分は、用途地域内の第1種住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号2番と8番の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるものであるため、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号4番の農地区分は、住宅が連たんしている区域に農地が散在する第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号6番と7番の農地区分は、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地で第2種農地と判断します。

申請番号9番の農地区分も、おおむね500メートル以内に矢加部駅があり、第2種農地と判断します。

よって、いずれも転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第32号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第32号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第33号 農地転用計画変更申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案書の5ページを御覧ください。

議案第33号

1. 農地転用計画変更申請について

下記農地について農地転用計画変更の申請があったので承認方付議する。

こちらについては、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

(1) ○○。

①変更する土地。

農地の所在、〇〇、地目・田、面積740平米、外3筆。転用許可日、平成29年11月27日。
転用目的、学校用地（研修施設）。

②変更する理由。

当初は、規模拡大を目的とし、研修施設を建築する予定でしたが、新型コロナウイルスの影響を受け、美容業界が縮小し、生徒数が減り始め、研修施設を建築する必要がなくなったため。

③当初事業計画と変更事業計画。

当初計画、着工、平成29年11月5日から平成30年11月9日。当初計画内容、学校用地（研修施設）。所要面積2,794平米。

変更計画、着工、令和3年7月5日から令和3年12月9日。変更計画内容、市民文化会館の駐車場。所要面積2,664平米。

○事務局次長（岡本斉直君）

補足説明をいたします。

当初の予定は研修施設の建築でしたが、変更して、新しくできた柳川市民文化会館の駐車場として柳川市と無償貸借契約が結ばれる予定です。面積の変更につきましては、南側道路の拡幅に伴う収用のため、当初計画より130平米減少しています。

○事務局（田中道博君）

続きまして、議案書の6ページを御覧ください。

(2) 〇〇

①変更する土地。

農地の所在、〇〇、地目・田、面積853平米。転用許可日、平成19年4月25日。転用目的、共同住宅。

②変更する理由。

当初は、遠方からの教員居住用共同住宅を目的とし建築する予定でしたが、新型コロナウイルスの影響を受け、美容業界が縮小し、生徒数が減少したことで教員数も減少し、共同住宅を建築する必要がなくなったため。

③当初事業計画と変更事業計画。

当初計画、着工、平成29年6月2日から平成30年3月9日。計画内容、共同住宅。所要面積853平米。

変更計画、着工、令和3年7月5日から令和3年12月9日。計画内容、観光用の駐車場用地。所要面積、853平米。

○事務局次長（岡本斉直君）

補足説明をいたします。

こちらの当初予定は教員居住用共同住宅でしたが、変更して、柳川市と観光用駐車場として3年間の無償貸借契約が結ばれる予定です。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第33号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第33号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第34号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

総会議案書の7ページを御覧ください。

議案第34号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,795平米。申出人、〇〇。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,100平米、外1筆。申出人、〇〇。

受理番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,280平米、外2筆。申出人、〇〇。

受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,803平米。申出人、〇〇。

受理番号5番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積3,687平米。申出人、〇〇。

8ページを御覧ください。

受理番号6番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,431平米、外2筆。申出人、〇〇。

受理番号7番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,626平米。申出人、〇〇。

受理番号8番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,983平米、外1筆。申出人、〇〇。

受理番号9番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積986平米、外1筆。申出人、〇〇。

受理番号10番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積868平米。申出人、〇〇。

受理番号11番、〇〇、地目・田、面積1,625平米、申出人、〇〇。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番から3番は昭代地区、4番と5番は両開地区、6番から11番は大和地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。議案第34号の申請番号1番から3番は、推進委員の柁島一晴委員、梅崎直祝委員、古賀宏義委員。申請番号4番と5番は、推進委員の藤木二三男委員、亀崎壽満委員。申請番号6番と7番は、推進委員の櫻木利和委員、米田秀俊委員、江口克子委員。申請番号8番から11番は、推進委員の高口勇晴議員、平川貴大委員、浦幸之助委員、松藤稔委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの12名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第34号については、先ほどの12名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第35号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案第35号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙の農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。A4用紙の2枚つづりの文面になります。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和3年6月11日

1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権移転。地目・田。農用地の利用内容、水田。面積21,618平米。筆数14筆。売手10名、買手1名。

続きまして、次ページの各筆明細を御覧ください。

各筆明細。

所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積2,456平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、〇〇。氏名、〇〇。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和3年6月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、ゆうちょ銀行。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、福岡市中

中央区天神。氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、外9件です。

続きまして、別紙の農用地利用集積事業公告概要表の利用権設定関係を御覧ください。

A4用紙4枚と、A3用紙6枚つづりの文面になります。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和3年6月11日

1. 利用権設定関係。

こちらにつきましては、合計部分のみを朗読いたしますので、ナンバー8/8ページを御覧ください。

合計。存続期間、始期、令和3年6月15日。

利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目・田。対象作物、水稻、麦、大豆。面積1,438,763.36平米。筆数909筆。関係農家数、貸し手413戸、借り手242戸。

利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目・田。対象作物、ハウス。面積、23,024平米。筆数11筆。関係農家数、貸し手7戸、借り手6戸。

利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目・田。対象作物、路地野菜。面積9,164平米。筆数5筆。関係農家数、貸し手5戸、借り手3戸。

利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目・畑。対象作物、水稻、麦、大豆。面積、2,888平米。筆数3筆。関係農家数、貸し手2戸、借り手2戸。

利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目・畑。対象作物、露地野菜。面積801平米。筆数3筆。関係農家数、貸し手2戸、借り手2戸。

利用権の種類、使用貸借。通年期間借地、通年。地目・田。対象作物、水稻、麦、大豆。面積、102,653.63平米。筆数93筆。関係農家数、貸し手40戸、借り手30戸。

利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目・田。対象作物、ハウス。面積5,812平米。筆数3筆。関係農家数、貸し手2戸、借り手2戸。

利用権の種類、使用貸借。通年期間借地、通年。地目・田。対象作物、露地野菜。面積、5,026平米。筆数6筆。関係農家数、貸し手3戸、借り手3戸。

合計面積、1,588,131.99平米。筆数、合計筆数1,033筆。合計関係農家数、貸し手470戸、借り手290戸。

詳細につきましては、別紙のA3サイズの各筆明細のほうで各自御確認をお願いいたします。

以上で、今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第35号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第35号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第36号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案第36号

1. 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
-

○事務局長（乗富和也君）

それでは、議案第36号について説明をさせていただきます。

別紙のほうで、右上に「議案第36号・別紙」と表示している資料のほうをお願いいたしま

す。

まず、この令和2年度の活動の点検・評価については、例年4月の総会で中身のほうを審議いただいております。今回、今の時期になってしまったのが、実はこの様式を国のほうが見直すということで——これは承認いただいたら、また公表をしていくことになるんですけども、様式変更を行う旨の連絡が届いておりましたので、それを待っておりましたところ、結果、様式変更はまだ後で行うということになりましたので、今回の6月総会のほうに審議いただくように提案させていただいております。

それでは、資料1ページからお願いいたします。

令和2年度の農業委員会の状況ということで、まず上段の表については農地の面積関係を、こちら、数値については2015年の農林水産業センサスの数値となっております。

冒頭、会長が2020年に農林業センサスの調査が実施されていることを御報告なさいましたけれども、市町村別の詳細の数値が今年の秋ぐらいの公表ということでございますので、この様式上の数値についてはまだ2015年の数値を用いるようにということでございましたので、そのようになっております。

それから、中段の表の一番右側に、「認定農業者275」から数字が始まっているところですけども、こちらは年度末における柳川市の状況を農政課のほうの数字を基に調査いたしまして数値を入れております。

なお、「集落営農経営8」ということで数値を上げています。こちらは、農事組合法人の法人化をまだされていない集落営農組織が8組織ございますので、そちらの数値を上げております。

それから次、2番目の農業委員会の現在の体制。

こちらは、皆さん御承知のように3月22日から新たな体制がスタートをしておりますので、お一人欠員の状態にはなっておりますけれども、農業委員さんの数と、併せて推進委員さんの数を記載いたしております。

続いて、2ページをお願いします。

担い手への農地の利用集積・集約化ということで、2番目の令和2年度の目標及び実績のところを読み上げさせていただきます。

目標を3,015ヘクタールに設定しております、実際が3,117ヘクタール。達成率でいきますと103.4%。うち、新規実績ということで伸びた分のうちの新規実績が116.5ヘクタールと

いうことで上げております。

3番目の、目標の達成に向けた活動の活動実績のところになりますが、個人の担い手及び農地所有適格法人への地域担い手を中心に集積を図ったということで記載いたしております。

次、その下の4番目の目標及び活動に対する評価。

こちら活動に対する評価については、基盤強化促進法及び中間管理事業による担い手への利用集積を行うことができたということでまとめたいと思っております。

次、3ページのほうをお願いいたします。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、新規参入関係に関わる部分でございまして、こちら、2番目の令和2年度の目標及び実績の欄をお願いいたします。

参入目標は5経営体ということで掲げておりましたが、実質、参入実績は6経営体。こちらはほとんどが個人での新規就農者ということになっております。

それから、面積については目標が0.9ヘクタール、実績としては1.0ヘクタールの状況でありました。

達成率は、それぞれお読み取りをいただければと思います。

それで、3番目の目標達成に向けた活動ということで、活動実績のところには、ダブリますけれども、新規就農で6件が営農を開始されたということでまとめております。

その下の目標及び活動に対する評価でございますが、活動に対する評価ということで、新規就農者が安心して就農できるように、会議等において支援、連携が図れたということで、こちらは市の農政課が事務局を持っておりますけれども、新規就農者支援会議というふうな組織もございまして、また、園芸作物を中心とした、いわゆる実際の品目をやっていらっしゃる農家さんを指導者として定めておまして、そういった連携で新規就農者が安心して就農できるようにということで表現をいたしております。

続いて4ページをお願いいたします。

4ページが、遊休農地に関する措置に関する評価ということで、まず一番上のところですが、昨年度末、いわゆる令和元年度末が遊休農地としては3ヘクタールということでまとめてきております。率にいたしますと、4,040分の3.0ということで0.07%。

令和2年度の目標及び実績が2番目にありますけれども、3.0の遊休農地を0.5ヘクタールほど解消をしたいという目標で設定いたしておりましたところ、実際は解消できたのが0.1ヘクタールということで、達成率でいきますと20%。

その下に、2の目標達成に向けた活動ということで、こちら毎年実施しております農地パトロール関係の活動実績をまとめた表になっておりますので、お読み取りいただきたいと思っております。

そして4ページが一番下、目標及び活動に対する評価ということで、目標に対する評価については、目標には届かなかったが、調査、指導を継続する。

また、活動に対する評価としては、新規遊休農地は早期対策が重要なので、情報の共有を図り調査、指導を継続するという事でまとめたいと思っております。

5ページをお願いいたします。

5ページのほうは、違反転用の状況になりますけれども、まず、前年度、令和元年度末の状況で違反転用面積が3.6ヘクタールということでまとめてきております。

令和2年度に入りまして、実績が3.4ヘクタール、0.2ヘクタール減ったという数値になっております。

その下に、活動計画・実績及び評価ということで、実績については先ほども触れましたけれども、農地パトロールの実施を例年8月1日号の市報に掲載いたしまして、実際、8月から10月の間で9班に分けたパトロールの実施をしていただいております。一部で解消が図られて、違反転用面積としては減少したということでまとめたいと思っております。

続いて、6ページから7ページ、8ページに関しては、事務局での事務処理内容、転用に関する件数ですとか、そういった数値関係になっておりますので、こちらについてはまたお読み取りいただきたいと思っております。

非常に簡潔な説明でしたけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第36号について御意見、御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第36号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に、報告に移ります。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

総会議案書の10ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年3月1日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,124平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇、外42件です。

続きまして、総会議案書の18ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年3月2日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積312平米、外1筆。合計1,802平米。使用貸人、各々持分3分の1、〇〇、外2名。使用借人、〇〇。外16件です。

続きまして、議案書の22ページを御覧ください。

報 告

3. あっせん申出書の取下願についてについて

下記農地について、あっせん申出書の取下願を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年5月14日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積5,862平米。願出人、〇〇。備考、令和3年3月11日付けで申出書を提出されていましたが、隣接農地との境界が不明瞭なため取り下げるものです。外1件です。

続きまして、下段の、

報 告

4. 公共事業に関する農地の一時利用届出について

下記農地について、公共事業に関する農地の一時利用届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年5月19日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積720平米。届出者、〇〇。所有者、〇〇。利用期間及び目的、令和3年6月11日から令和3年9月10日までの間、柳川市水道課の発注に関わる矢加部排水場管理棟ポンプ築造工事の残土置場として利用するものです。現状回復計画、現存の田の表土を重機を使用し隅に寄せ、終了後、着工前の状態に戻す予定です。

続きまして、

報 告

5. 農地等の利用の最適化に関する指針（案）について

○事務局長（乗富和也君）

それでは、こちらも別紙の資料で用意させていただいております。

右上に「報告5・別紙」という表示のものになります。よろしく申し上げます。

まず、こちらの農地等の利用最適化に関する指針でございますけれども、委員の改選期にある3年ごとに見直し、検証を行うということで定めるものでございます。

こちらの内容については、2年度末、現在が令和3年度に入っておりますが、令和2年度

末の状況と3年後の目標ということで、令和5年度末の目標数値を設定した内容になっております。

細かな説明は本日は省略させていただきますけれども、次回、7月の総会において議案として御承認方をお願いしたいと思っておりますので、こちらについても御一読いただいて、次回の総会の折に中身のほうの反映なりができればと思っております。

簡潔に申しますと、1ページ下段のほうが遊休農地の関係ですけれども、今後、3年後の目標については遊休農地を2ヘクタール程度に抑えていくということを目指しております。

続いて、2ページを御覧ください。

2ページのほうで、農地利用の集積・集約化ということで下段にございますが、令和2年度末が3,117ヘクタールございました。率でいきますと77.2%になります。

国においては、この集約率を80%を超える数値を目指しておりますので、令和5年度末について、逆に、少し農地は転用などによって減っていくところもあるかと思っておりますので、多少の減を見込んだところで8割を設定ということで、3,208ヘクタールを目標の数値としております。

最後に3ページですが、担い手の育成・確保ということでの数値目標になります。

こちらが現状として掲げておりますのは、令和2年度末の数値関係にはなってきましたけれども、3年後の目標ということで数値の見込みが立てにくい状況にはありますけれども、若干、総農家数も減っていくだろうと思われながら、一定の認定農業者の方、あるいは新規就農5年以内の新規就農者の方というのも一定数はいらっしゃる、必要だろうというふうなところでの数値目標になっております。

それから、同じ表のところの3年後の目標の特定農業団体その他の集落営農組織ということで、令和2年度末が8団体、そして、目標として6団体というふうに掲げておりますが、こちらは、いわゆる集落営農組織、まだ法人化がされていない組織が8組織ありますので、今後そういったところの法人化に向けた意味での目標数値ということで、2つの集落営農組織が一緒になって法人化をされるとなると、2組織の8から2減っての6というふうな解釈の下で目標を設定いたしております。

最後、4ページです。

4ページの新規参入の促進ということで、こちらも現状、2年度末の状況と3年後の目標ということでの数値を掲げております。

一定人数の新規就農者があるだろうということで3年後は5人の方、それから、先ほどと関連しますけれども、1つの法人が新たに発足できればということで1法人ということで目標設定をいたしております。

説明は以上でございます。

先ほども申しましたけれども、次回、7月の総会において、議案としてまた御審議いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○事務局（田中道博君）

続きまして、

報 告

6. 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

○事務局長（乗富和也君）

続いて、「報告6・別紙」というものになりますけれども、これが令和3年度の目標、活動計画の内容になっております。

令和2年度の実績を受けまして、また、先ほどの3年間の指針を見据えながらの単年度、令和3年度の目標設定ということになっております。

それで、こちら細かい説明は省略させていただきたいと思っておりますけれども、一応同じく、こちらについても来月、7月9日の総会において議案として御承認いただければと思っておりますので、また中身をお読み取りいただいて、次回総会のときにでもまた御意見なりいただければと思っております。

以上です。

○議長（松藤正之君）

以上で議案及び報告全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、連絡事項でございますが、1点です。次回の総会の日時でございますけれども、今回は7月9日の金曜日、午後2時から、こちらの場所で開催したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、今回までは推進委員さんと別々の形での総会と報告会議ということで設定させていただいております。

次回は恐らく合同の形で、従来どおりに戻れることを事務局としても願いつつ、皆様もコロナ感染にはまた十分お気をつけいただきたいと思っております。

連絡事項は以上です。

○議長（松藤正之君）

これをもちまして、令和3年第7回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後3時3分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年6月10日

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

会議録署名委員 亀 崎 忠 治

〃 園 田 清 美